

R 8-1 2 国営飛鳥・平城宮跡歴史公園
運営維持管理業務

別添資料
(案)

令和8年3月

国土交通省近畿地方整備局

仕様書、規定書に関連する別添・様式			
分類	資料No	資料名	頁番号
別 添	別添1	国営飛鳥・平城宮跡歴史公園における行為の禁止等に関する取扱要領	1
	別添2	「R8-12国営飛鳥・平城宮跡歴史公園 運営維持管理業務」における情報セキュリティについて	7
	別添3	施設配置図	9
	別添4	植栽管理区分図	19
	別添5	電気設備位置図	25
	別添6	給水施設位置図	29
	別添7	汚水・排水施設位置図	34
	別添8	放送設備位置図	39
	別添9	国土交通本省委託契約取扱要領	40
	別添10	巡回ポイント	63
	別添11	申請書(6条、12条、車両乗入れ許可申請書、車両乗入れ許可書等)	69
	別添12	ドメイン名の使用に関する規定	76
	別添13	事業者が参加する会議一覧及び参加時の役割	79
	別添14	国営飛鳥・平城宮跡歴史公園消防計画書	80
	別添15	災害対策部運営計画	83
	別添16	取得した備品及び貸与備品等の取扱い	99
	別添17	飛鳥・平城宮跡歴史公園ボランティア規約(例)	115
	別添18	自動販売機設置平面図	119
	別添19	キトラ古墳周辺地区体験学習館内売店平面図	132
	別添20	平城宮跡展示館(平城宮いざない館)売店平面図	133
	別添21	自主事業における飲食・物販施設等の設置運営可能範囲	134
	別添22	関連法令による地区指定の規制内容等について	136
	別添23	平城宮跡区域(中央区朝堂院)地下水位測定地点	142
様 式	様式1	管理月報	143
	様式2	包括的な目標の月別報告	145
	様式3	管理四半期報	147
	様式4	収益施設等の管理に関する勤務実績簿	148
	様式5	事故情報記録	149

国営飛鳥・平城宮跡歴史公園における 行為の禁止等に関する取扱要領（案）

国営飛鳥歴史公園事務所

（目 的）

第 1 条 この要領は、国営飛鳥・平城宮跡歴史公園（以下「公園」という。）における行為の禁止等に関する運用の方針を定め、もって安全で快適な公園利用に資することを目的とする。

（適 用）

第 2 条 公園内における行為の禁止等については、都市公園法（以下「法」という。）及びその他関係法令に定めるほか、この要領によるものとする。

（定 義）

第 3 条 この要領において、「公園内」とは、法第 2 条の 2 の定めるところにより国営飛鳥・平城宮跡歴史公園として公告され、すでに供用が開始されている区域をいう。

- 1 この要領において、「職員等」とは、次の各号に掲げるものをいう。
 - 一 近畿地方整備局の公園管理担当職員
 - 二 近畿地方整備局から本項第三号の区域を除いた公園内の管理を受託した機関（以下「受託者」という。）の職員、若しくは受託者に臨時に雇用された者
 - 三 法第 5 条第 2 項に基づく公園施設の設置等の許可を受けた機関、若しくはその施設管理を委託された機関の職員
 - 四 受託者との契約により、受託者の指導監督を受けて、公園の利用上の指導業務を行う者
- 2 この要領において、「職員等の管理行為」とは、次の各号に掲げるものをいう。
 - 一 前項第一号、第二号及び第四号に該当する者が本項第二号を除く公園内を対象に行う公園管理
 - 二 前項第三号に該当する者が法第 5 条第 2 項による設置許可の対象となる区域内で、許可事項の範囲内で行う施設管理

- 3 この要領において、「利用者」とは、勤務中の職員等を除く公園内に入るすべての者をいう。

(禁止する行為)

第4条 公園内における行為のうち、次の各号に掲げるものは、その行為を禁止する。

- 一 自転車の利用に関し、公園の安全かつ快適な利用に支障を及ぼす行為で以下に定める行為
 - イ 園路・駐輪場を除いた箇所及への乗り入れ
 - ロ 定められた駐輪場以外に自転車を駐輪させること
 - ハ その他スピードの出し過ぎ、無理な追い越し等他の利用者の安全に支障が及ぶこと
- 二 他の利用者の快適性を損なう音響の発生を伴う行為
- 三 前二号に掲げるもののほか、他の利用者の安全または公園施設の正常な利用に支障を及ぼす行為
- 四 公園の利用に際し、以下に定める物品を許可無く持ち込みまたは使用する行為
 - イ 銃及び刀剣類（モデルガン、木刀、竹刀等含む）
 - ロ 火器類（花火、火薬、ガス類（ライターは除く）
 - ハ 野球用具類（ビニール製は除く）
 - ニ ゴルフ用品
 - ホ ビン類等
 - ヘ ローラースケート、スケートボード等
 - ト 飛行可能な模型、エンジン付模型（小型無人機（ドローン）含む）
 - チ 大型テント、ビーチパラソル
 - リ カラオケ等の音響器具
 - ヌ その他職員等により安全かつ快適な公園の利用に支障を及ぼし、公園施設を損壊する恐れがあると認められるもの。

(法第11条の規定に関する適用除外)

第5条 公園内における行為のうち、次の各号に掲げるものは法11条の規定を適用しない。

- 一 職員等が公園管理のために行うもの
- 二 職員等以外の者が国営飛鳥歴史公園事務所または受託者との契約により公園の業務のために行うもの
- 三 法第5条の規定により許可を得た行為または協議の成立した行為に係るもの
- 四 法第6条の規定により許可を得た行為に係るもの
- 五 法第9条の規定により協議の成立した行為に係るもの
- 六 法第12条の規定により許可を得た行為に係るもの

七 その他学術研究等の必要性から事務所長が特に認めたもの

(場所の指定)

第6条 都市公園法施行令(以下「令」という。)第18条第四号及び第五号に指定する場所は、以下に定めるとおりとする。

- 一 令第18条第五号に定める車両(自動二輪、原付自転車含む)の乗り入れ場所は、各地区の園路、駐車場及び駐輪場とする。

(公園利用の制限)

第7条 公園利用者の危険を防止し、または公園施設の損壊を防止するため必要と認められる場合は、入園の制限または行為の制限等、公園利用を制限する措置を行うものとする。

公園利用の制限に関し必要な事項は、以下に定めるとおりとする。

- 一 公園の安全かつ快適な利用に支障を及ぼし、または公園施設を損壊する恐れのある物件として、別表に定めるものの持ち込みを制限する
- 二 持ち込みの制限に関する必要な指示は職員等が行う

(行為の許可)

第8条 公園内における行為のうち次の各号に掲げるものは、公園管理者の許可を受けるものとする。

- 一 アンケート調査または動植物等の調査
- 二 開催日時を事前に告知することにより参加者を公募して行う行催事
- 三 営利を目的として、または会費等を徴収して写真等の撮影を行うもの
- 四 公園内に標識または横断幕を掲示して行うもの
- 五 その他公園の利用上または管理上から必要と認めたもの

(法第12条の規定に関する適用除外)

第9条 公園内における行為のうち、次の各号に掲げるものは、法12条の規定を適用しない。

- 一 第5条第一号から第五号までに係るもの
- 二 国営飛鳥歴史公園事務所または受託者の依頼により職員等以外のものが行うもの

(許可基準)

第10条 法第12条の規定による許可の申請に関しては、原則として次の各号に掲げるものに該当する場合は、許可しないものとする。

- 一 営利を目的とした物品の販売または頒布
- 二 公共性に欠け、または排他的な集会、展示会及び興行

- 三 営利のみを目的とした集会、展示会及び興行
- 四 公共性に欠ける募金または署名運動
- 五 公園利用または公園管理に係わりのない調査
- 六 職員等が勤務する時間以外の利用
- 七 次の各号の一に該当し著しく公園利用の快適性を損なうもの
 - イ 公園施設の損傷または汚損
 - ロ 公園の風致または美観の侵害
 - ハ 他の利用者に危害を与えまたは不便を生じさせること
- 八 事故の発生または公園施設の損害に対し、申請者の責任能力が欠如していると考えられる場合
- 九 前各号に定めるもののほか、公園管理者により公園の利用上または管理上から不都合と認められるもの

2 前項第一号の規定に係わらず、受託者が公園の利用促進または利用者の利便を図る目的で実施する場合は許可の対象とするものとする。

(利用指導)

第11条 職員等は、その責務に応じ、法令及びこの要領に定める禁止行為または許可条件に違反する行為を発見したときは、必要の都度入園の制限または適切な利用指導を行うものとする。

(許可条件)

第12条 公園内の行為について許可をする場合は、必要に応じ以下に定める条件及び注意事項を付すものとする。

- 一 目的以外の行為を行わないこと
- 二 事故が発生し、またはその恐れがあると判断される場合は、公園利用の安全を図るとともに申請者の責任において処理すること
- 三 公園施設を損傷し、汚損し、または滅失した場合は、これを修理し若しくは現状に回復し、または損傷を賠償すること
- 四 第三者に損害を及ぼした場合は、申請者の責任において処理すること
- 五 許可の期間が満了したときは、公園を直ちに現状に回復すること。ただし、現状に回復することが不適當な場合は、公園管理者の指示に従い必要な措置をとること
- 六 公園管理者は、次に示すような場合申請者に対して、許可を取り消したり、必要な措置を講ずるよう命ずることがある
 - イ 申請内容に偽りがあつたり、不当な手段により許可を受けた場合
 - ロ 許可書に記載されている内容及び条件等に違反した場合
 - ハ 都市公園法または都市公園法に基づく規定に違反した場合
 - ニ 公園の保全または公衆の利用に著しい支障が生じた場合

- ホ 公園の運営上または公益上やむを得ない必要が生じた場合
- 七 当該行為により生じた塵芥は、行為終了後、責任をもって処理すること
- 八 都市公園法及び関係法令等を遵守するとともに、国営飛鳥歴史公園事務所若しくは公園管理受託者と十分連絡をとり、その指示に従うこと
- 九 一般利用者の安全を守るよう、必要な措置を講ずること
- 十 拡声器を使用する場合は、一般利用者ならびに周辺に対し不快を与えないようその音量について十分注意すること
- 十一 車両等の使用に際しては、別途許可申請を行うこと
- 十二 火気（特に煙草）については十分注意すること
- 十三 本許可書の記載事項の訂正は、当局の訂正印の押印が無い場合無効とする
- 十四 当権利を第三者へ転貸、譲渡等を行わないこと
- 十五 許可書は期間中は携行し、当所職員が求めた時には提示すること

- 附則 この要領は平成6年12月1日から適用する。
- 附則 この要領は平成23年2月3日から適用する。
- 附則 この要領は平成30年3月9日から適用する。
- 附則 この要領は令和4年4月1日から適用する。

(別表)

要領第7条第2項に定める持ち込みを制限する物品は、次に掲げるものとする。

対象となる物品等の種類	条件または注意事項
捕虫道具類	・園内で使用している場合はみだりに採取しないよう注意喚起する。
植物採取道具類	・園内で使用している場合、注意を行い採取したものは没収する
ペット(動物)類	・リードや鎖を付けるか、籠に入れるなどし糞は飼い主が処分することを義務付ける また事故の責任は飼い主が持つものとする
エンジン付きまたは バッテリー式模型	・公園の雰囲気を壊し、周辺の民家や利用者に迷惑がかかるような場合は注意し、使用を止めさせる
テント、ビーチパラソル	・芝生地等公園の施設に損傷を与え、また他の利用者に迷惑がかかるような場合は注意し、使用を止めさせる
ガラス用品、瓶類	・責任を持って持ち帰るよう指示する

「R8-12 国営飛鳥・平城宮跡歴史公園 運営維持管理業務」における情報セキュリティについて

(情報資産の取り扱い)

第1条 事業者は、情報資産（情報及び情報システム等）の機密性、完全性及び可用性を維持するよう、情報資産の取り扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 事業者は、業務に関して知り得た情報を他に漏らしてはならない。また、契約が終了し、又は解除されたときも同様とする。

(安全確保の措置)

第3条 事業者は、業務に関して取り扱う情報資産について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の情報資産の適正な管理のための必要な措置を講じなければならない。

(収集の制限)

第4条 事業者は、業務を処理するために情報を収集するときは、業務を処理するために必要な範囲内で適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第5条 事業者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た情報を、本契約の目的外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写または複製の禁止)

第6条 事業者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、業務を行うため発注者から提供を受けた情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(下請負の制限)

第7条 事業者は、発注者の承諾があるときを除き、業務について、第三者に委託してはならない。

(資料等の返還等)

第8条 事業者は、業務を行うため、発注者から提供を受け又は事業者自らが収集し、若しくは作成した情報が記録された資料等（電子媒体を含む）は、当該契約終了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡さなければならない。

(事故等の報告)

第9条 事業者は、第1条から第8条に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならない。

(体制の整備)

第10条 事業者は、情報セキュリティを確保するための体制を整備し、責任者や従事

させる者の名簿及び連絡体系図を発注者に提出しなければならない。

(管理状況の調査)

第11条 発注者は、事業者が業務を行うに当たり、取り扱っている情報資産の管理の状況について、必要に応じて調査することができ、事業者はそれに協力しなければならない。

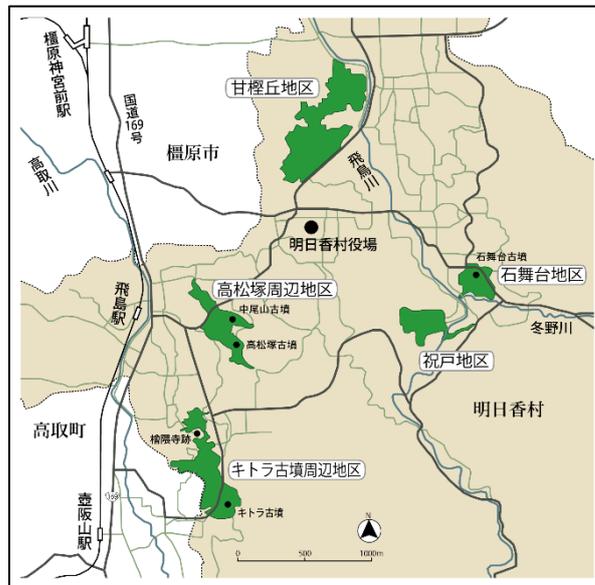
(契約解除及び損害賠償)

第12条 発注者は、事業者が本要領に違反していると認めたときは、本契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

飛鳥区域・平城宮跡区域 配置図



飛鳥区域 地区配置図



施設配置図 国営飛鳥・平城宮跡歴史公園 高松塚周辺地区

昭和60年度開園、9.1ha

凡例
 管理対象区域

県道西側エリアは、再整備のためR8年4月～R12年頃まで公園利用を休止している。



施設配置図 国営飛鳥・平城宮跡歴史公園 石舞台地区

昭和51年度開園、4.5ha

凡例
 管理対象区域



施設配置図 国営飛鳥・平城宮跡歴史公園 甘樫丘地区



施設配置図 国営飛鳥・平城宮跡歴史公園 祝戸地区

昭和49年度開園、7.4ha

凡例

— 管理対象区域



※芝生広場、研修宿泊施設除く

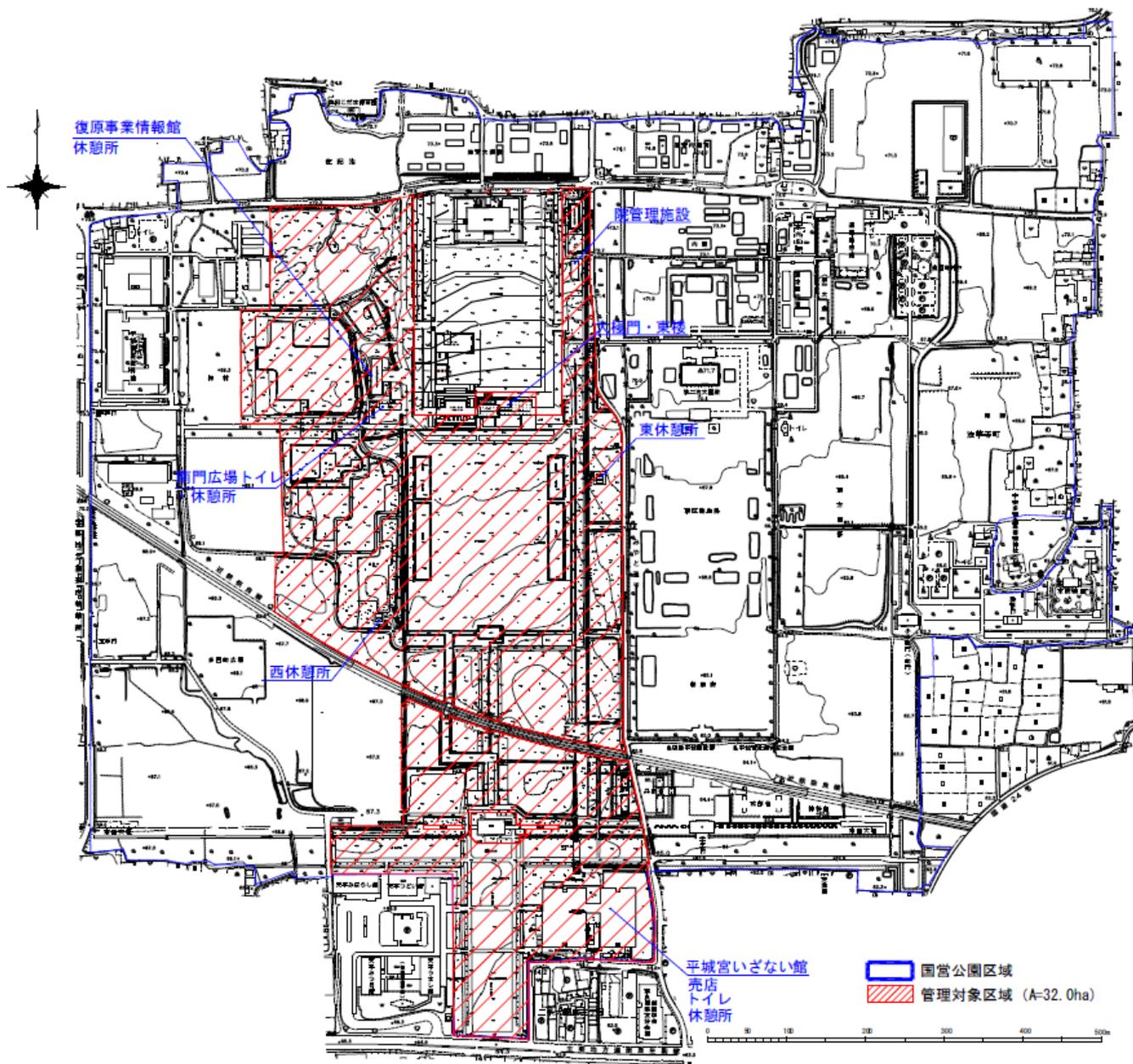
施設配置図 国営飛鳥・平城宮跡歴史公園 キトラ古墳周辺地区

平成28年度開園、13.8ha

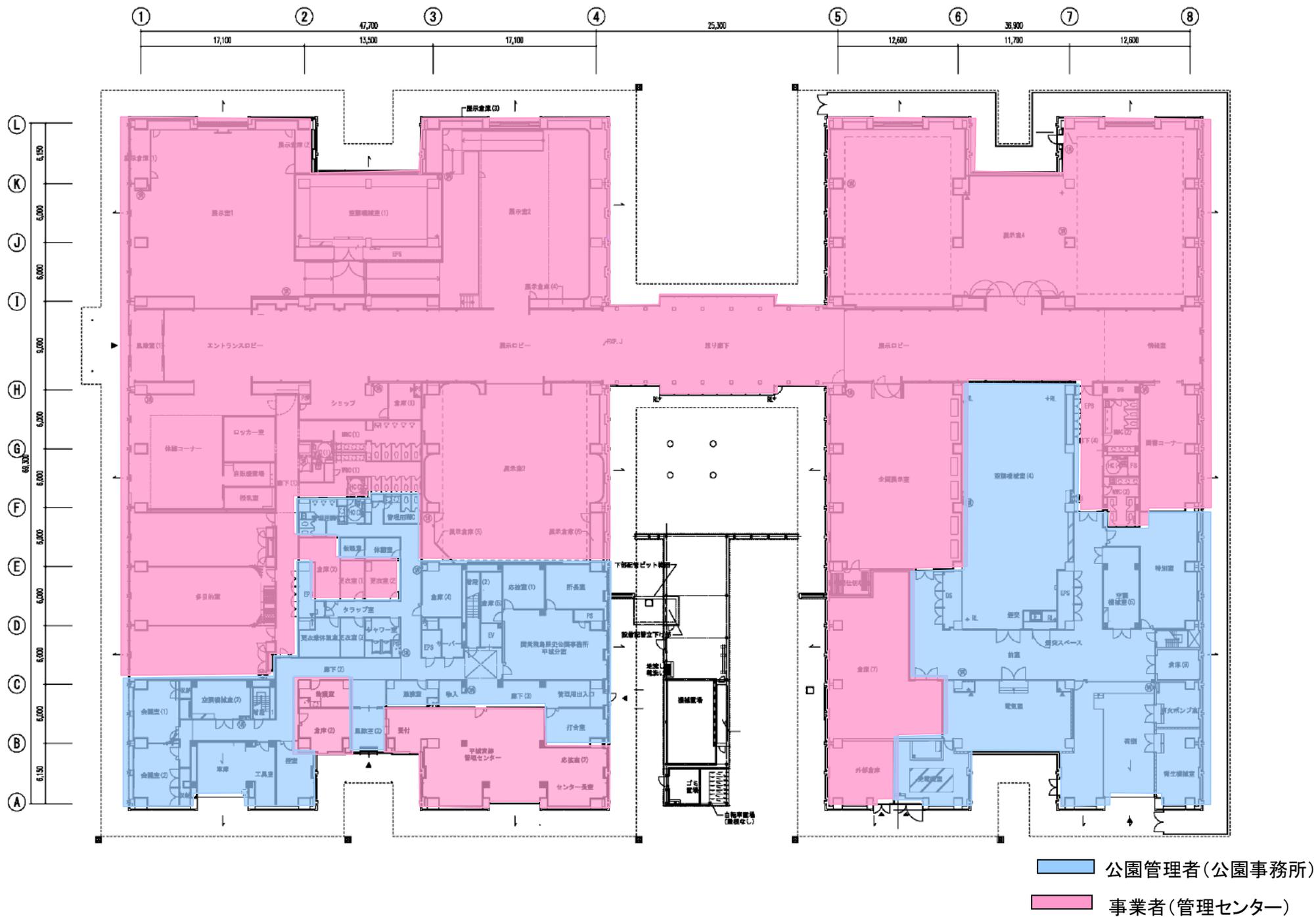
凡例
 管理対象区域



施設配置図 国営飛鳥・平城宮跡歴史公園 平城宮跡区域

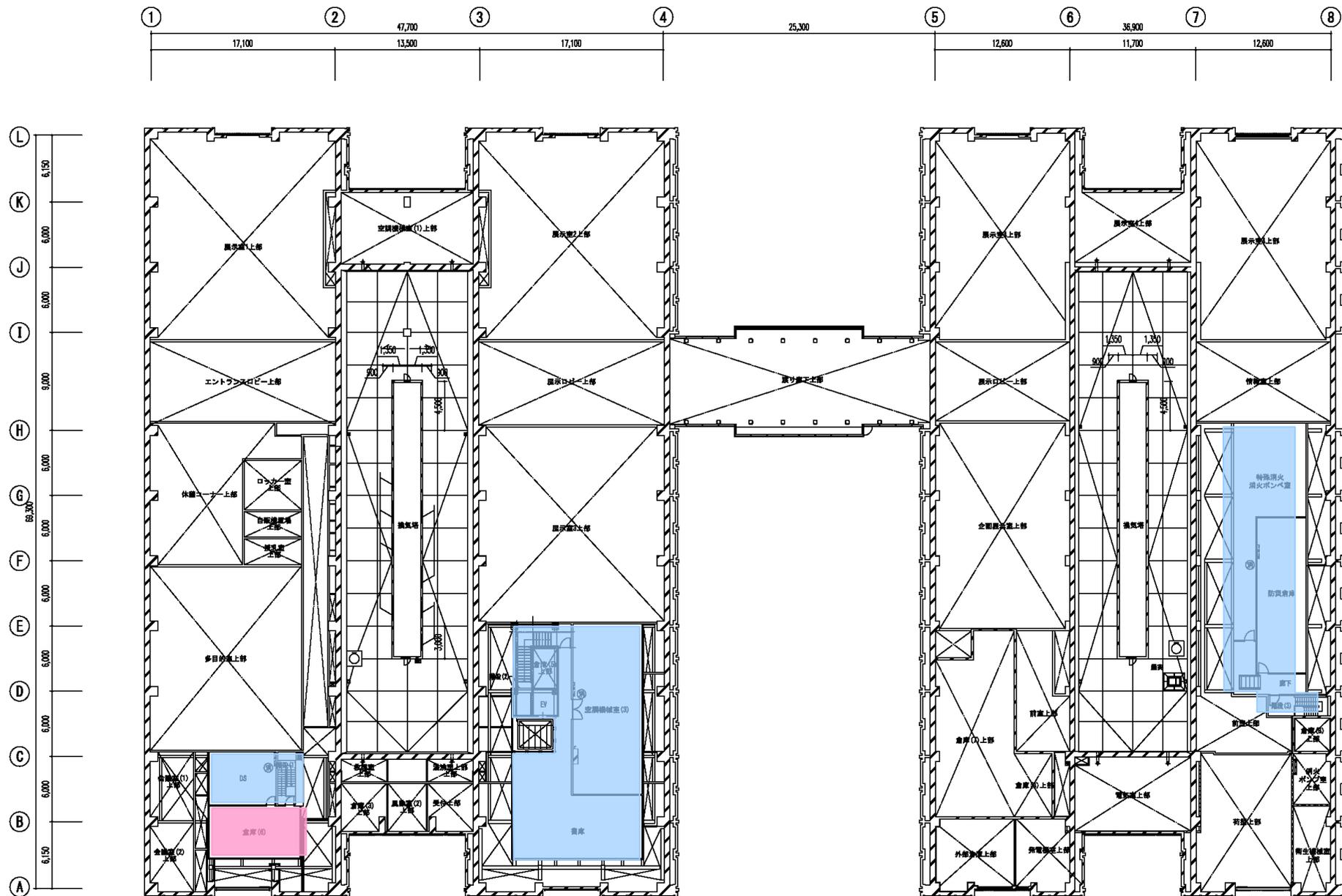


平城宮 いざない館 清掃分担図(1F) (参考図)



平城宮 いざない館 清掃分担図 (2F)

(参考図)



- 公園管理者(公園事務所)
- 事業者(管理センター)

